

## AUTOMOTIVE NEWSLETTER

2024年7月号 (Vol.26)

## モビリティ・ロードマップ 2024 の概要

## I. はじめに

## II. ロードマップの基本的な考え方

## III. 今後の展開

森・濱田松本法律事務所

弁護士 佐藤 典仁

TEL. 03 6266 8717

[norihito.sato@mhm-global.com](mailto:norihito.sato@mhm-global.com)

弁護士 若林 慶太郎

TEL. 03 5220 1974

[keitaro.wakabayashi@mhm-global.com](mailto:keitaro.wakabayashi@mhm-global.com)

## I. はじめに

本号では、2024年6月21日に、モビリティワーキンググループ<sup>1</sup>（以下「本WG」といいます。）で取りまとめられた「モビリティ・ロードマップ 2024」（以下「ロードマップ」といいます。）の内容をご紹介します<sup>2</sup>。

ITS・自動運転に係る政府全体の戦略である「官民ITS構想・ロードマップ」が2014年に策定されて以来、毎年改定され、関係する多くの省庁や民間企業等において、具体的な連携や協調に向けた取組みが進められてきました。しかし、米国や中国のように自動運転を用いた事業化をイメージすることができるような取組事例はまだ少ないことから、本WGにおいて、各府省庁が講ずべき対策がロードマップとして取りまとめられました。

## II. ロードマップの基本的な考え方

ロードマップでは、既存交通サービスにおける需要面と供給面からのアプローチとしての確な施策を打つことによって、新たなモビリティサービスの社会実装を進めることが目指されています。具体的には、需要面からのアプローチとして、人口減少に伴う事業採算性の悪化や維持に苦しむ地域の既存交通サービスに対し、人の移動に加え物流も視野に据え、ドローン、サービスロボット等の新たな搬送手段や技術の活用を積極的に視野に入れながら、その生産性を改善するための方策を明らかにする必要があるとされています。供給面からのアプローチとしては、ドライバー不足という根本的課題に対応するため、自動運転技術の事業化を急ぎ、交通サービスや物流サービスから、より資本集約的な生産性の高い、新たなモビリティサービスへのシフトと、設備・システムのライフサイクル等を考慮した産業化を急ぐ必要があるとされています。

<sup>1</sup> [モビリティワーキンググループ | デジタル庁 \(digital.go.jp\)](https://www.digital.go.jp/)。自動運転技術をはじめ地域のモビリティを支えるデジタル技術を積極的に活用した、安全なモビリティサービスの社会実装に向け、デジタル社会推進会議の下に設置されたワーキンググループをいいます。

<sup>2</sup> [モビリティ・ロードマップ 2024](#)

## AUTOMOTIVE NEWSLETTER

また、ロードマップにおいて、各施策を下記の(1)から(3)のステージに分けて段階的・集中的に効率よく投入し、各施策間の相乗効果を最大限得ていくことが必要とされています。そして、各ステージでは、以下の3つが各施策が進捗し効果を上げているかモニタリングする上での重要な視点とされています。

- ① 新たなデジタル技術が事業継続性あるビジネスモデルを確立していること
- ② 新たなデジタル技術が事業として継続できる習熟度を確立していること
- ③ 新たなデジタル技術を社会が受け入れる制度・ルールが確立していること

**(1) 短期的な取組み：統括的事業実証ステージ（2024年度）**

各事業者が技術的には実証された自動運転やデジタルを利用した新たな運行管理サービス・アプリ等を事業実証的に導入し、運行の担い手をイメージできるようにするステージです。

重点を置く取組みとして、下記の3点が指摘されています。

- ・ 自動運転の事業化に向けた技術の習熟化・高度化
- ・ 自動運転の事業化加速のための審査手続の透明性・公平性の確保
- ・ 自動運転等新たな技術を活用した事業に対する受容性向上（必要性、安全性、コスト負担）

**(2) 中期的な取組み：先行的事業化ステージ（2025～2026年度）**

(1)における統括的事業実証（継続的な事業の実施）の結果、先行的事業化の見込みがあるところに集中的に政策資源を投入し、事業継続や広く事業化を進めていくために課題を抽出するとともに、時間を要するインフラ整備等の道筋を検討しつつ、業態にまたがる自動運転車両の活用に係る取組みも含めて、本格的な事業化に向けた施策のラインアップを整え、複数地域での事業化を実現できるようにするステージです。

重点を置く取組みとして、下記の3点が指摘されています。

- ・ 自動運転等新たな技術の導入コストの低減・負担の合理化
- ・ データの収集・共有の加速、路車協調等協調領域での技術の高度化と実践
- ・ モビリティサービスを支える人材の育成、業態を支える制度の施行・改善

**(3) 長期的な取組み：本格的な事業化ステージ（2027年度）**

(2)の先行的事業化ステージで抽出した事業継続のための課題を解決しつつ、事業としての成立が見込める地域で、広く自動運転をはじめとした新たな技術を導入するとともに、技術の活用範囲の積極的拡大を図るステージです。

重点を置く取組みとして、下記の3点が指摘されています。

- ・ 業態を支える制度の活用・普及と新たなモビリティサービス市場の確立（ある程度の量的普及も含む）
- ・ 新たな技術をさらに積極的に取り込むための事業改善サイクルの確立

AUTOMOTIVE NEWSLETTER

・ 他形態（オーナーカー等）への展開

具体的なモビリティ・ロードマップ 2024 工程表は以下のとおりです。

モビリティ・ロードマップ2024工程表

凡例 2024年5月末時点で実施中、もしくは継続案件として実施予定の施策  
新制に実施予定、もしくはそれまでの内容を拡充して実施予定の施策

※事業化＝自動運転サービスが反復継続的に実施されている状態。当面はバス（シャトルを含む）形態を想定

時間軸：ステージ	短期的な取組： 総括的事業実証（2024年度）	中期的な取組： 先行的事業化（2025～2026年度）	長期的な取組： 本格的な事業化（2027年度以降）
重点を置く取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動運転の事業化に向けた技術の習熟化・高度化</li> <li>自動運転の事業化加速のための審査手続の透明性・公平性の確保</li> <li>自動運転等新たな技術を活用した事業に対する受容性向上（必要性、安全性、コスト負担）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動運転等新たな技術の導入コストの低減・負担の合理化</li> <li>データの収集・共有の加速、路車協調等協調領域での技術の高度化と実践</li> <li>モビリティサービスを支える人材の育成、業態を支える制度の施行・改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業態を支える制度の活用普及と新たなモビリティサービス市場の確立（ある程度量の普及も含む）</li> <li>新たな技術を更に積極的に取り込むための事業改善サイクルの確立</li> <li>他形態（オーナーカー等）への展開</li> </ul>
ビジネスモデルの確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗客を増やす方法の検討（予約）</li> <li>事業経営性の検証（経費/収入）</li> <li>自動運転サービスの開発支援（開発）</li> <li>乗客確保のための施策の検討（予約）</li> <li>地域間の関係者間の関係構築や実証走行先での関係構築（関係）</li> <li>自治体との共同サービス提供の検討（関係）</li> <li>乗客・開発者間の関係構築の促進（関係）</li> <li>パートナーへのサービス提供の検討（関係）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要技術の開発（予約）</li> <li>自動運転サービス導入に向けた計画の策定（内）</li> <li>主要技術の検証（内）</li> <li>自動運転車両のテスト走行を促進するための検討（予約）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動運転サービスの導入に向けた計画の策定（内）</li> <li>主要技術の検証（内）</li> <li>自動運転車両のテスト走行を促進するための検討（予約）</li> <li>新たな事業の共有（関係/予約）</li> <li>自動運転サービスの導入に向けた計画の策定（内）</li> <li>主要技術の検証（内）</li> <li>自動運転車両のテスト走行を促進するための検討（予約）</li> </ul>
技術の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術開発のための検討（関係）</li> <li>検証開始</li> <li>V2X技術の開発の検討/策定（関係）</li> <li>V2X技術の開発/検証開始</li> <li>自動運転サービス実証の準備（関係）</li> <li>パートナーへのサービス提供の検討（関係）</li> <li>データの収集・共有技術の開発/検証（内）</li> <li>安全性評価環境の構築（関係）</li> <li>路上空間における協調型システムの検討/確立（関係）</li> <li>乗客サービスの提供開始の検討（予約）</li> <li>専門事故調査体制の検討/確立（関係）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術開発のための検討（関係）</li> <li>V2X技術の開発/検証開始</li> <li>自動運転サービス実証の準備（関係）</li> <li>パートナーへのサービス提供の検討（関係）</li> <li>データの収集・共有技術の開発/検証（内）</li> <li>安全性評価環境の構築（関係）</li> <li>路上空間における協調型システムの検討/確立（関係）</li> <li>乗客サービスの提供開始の検討（予約）</li> <li>専門事故調査体制の検討/確立（関係）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術開発のための検討（関係）</li> <li>V2X技術の開発/検証開始</li> <li>自動運転サービス実証の準備（関係）</li> <li>パートナーへのサービス提供の検討（関係）</li> <li>データの収集・共有技術の開発/検証（内）</li> <li>安全性評価環境の構築（関係）</li> <li>路上空間における協調型システムの検討/確立（関係）</li> <li>乗客サービスの提供開始の検討（予約）</li> <li>専門事故調査体制の検討/確立（関係）</li> </ul>
制度・ルール確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会的受容性向上のための取り組みの策定（経費/収入）</li> <li>審査手続の透明性・公平性の確保（関係/収入）</li> <li>乗客を増やすための施策の検討（関係/収入）</li> <li>モビリティサービスの導入に向けた計画の策定（内）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査手続の透明性・公平性の確保（関係/収入）</li> <li>乗客を増やすための施策の検討（関係/収入）</li> <li>モビリティサービスの導入に向けた計画の策定（内）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査手続の透明性・公平性の確保（関係/収入）</li> <li>乗客を増やすための施策の検討（関係/収入）</li> <li>モビリティサービスの導入に向けた計画の策定（内）</li> </ul>

Ⅲ. 今後の展開

2024年6月21日に「経済財政運営と改革の基本方針 2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」(いわゆる骨太方針)が閣議決定され、一般道での自動運転について、2024年度に約100か所で計画・運行を行い、2025年度に全都道府県での通年運行の計画・実現を目指すとともに、2027年度に自動運転等の新たな技術を用いたサービスの本格的な事業化開始を目指し、専門事故調査体制を整備するなど、ロードマップに即した取組みを進めるとされています<sup>3</sup>。

また、本WGにおいて、自動運転をめぐる社会的ルールを含め、上記工程表に基づき、ロードマップの具体化・進捗状況を評価しながら、毎年ロードマップの改訂を行うことが想定されています。

ロードマップ 2025 に向けては、モビリティサービスを支える新たな制度の整備に向けた検討を進め、追加的に投入が必要な施策の有無について検証を行うとともに、他の関係施策と同期・連携を図りつつ、必要な施策の追加・修正等を行っていくこととされています。

引き続き、ロードマップの具体化等に関する動向を注視していく必要があります。

<sup>3</sup> [経済財政運営と改革の基本方針 2024](#)

## AUTOMOTIVE NEWSLETTER

## セミナー情報

- セミナー [『モビリティ・ロードマップ 2024（自動運転法制を中心に）とモビリティ DX 戦略』](#)  
開催日時 2024 年 7 月 29 日（月）15:00～17:00  
講師 佐藤 典仁  
主催 株式会社イード

## 文献情報

- 論文 「International Comparative Legal Guide to: Aviation Law 2024 - Regulations on Drone Flights in Japan」  
掲載誌 International Comparative Legal Guide to: Aviation Law 2024 12th Edition  
著者 戸嶋 浩二、林 浩美、大段 徹次（共著）
- 論文 「Latest legal trends in Japan on automated vehicles」  
掲載誌 Asia Business Law Journal March-April 2024 Volume 8 | Issue 5  
著者 佐藤 典仁、飯野 悠介（共著）

## NEWS

- **ALB Japan Law Awards 2024 にて受賞しました**  
トムソン・ロイターグループの国際的法律雑誌である ALB (Asian Legal Business) による ALB Japan Law Awards 2024 において、当事務所は Japan Law Firm of the Year を含む 9 個のカテゴリーにて受賞しました。  
佐藤 典仁 弁護士は、Young Lawyer of the Year (Law Firm) に選出されています。
- **The Best Lawyers in Japan™ 及び Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™ (2025 edition) にて高い評価を得ました**  
Best Lawyers® による、The Best Lawyers in Japan™ (2025 edition) にて、下記 5 名の弁護士が "Lawyer of the Year" に選ばれました。  
  
棚橋 元 - Private Equity, Private Funds and Venture Capital Law  
小林 卓泰 - Energy Law  
堀 天子 - FinTech Practice  
大室 幸子 - Litigation  
田中 浩之 - Privacy and Data Security Law  
  
加えて、当事務所の弁護士 157 名が The Best Lawyers in Japan™ に、42 名が Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™ に選出されております。

## AUTOMOTIVE NEWSLETTER

Transportation Law 分野では、佐藤 典仁弁護士が選出されています。

➤ **【重要】当事務所または当事務所の弁護士・スタッフ名を騙った詐欺にご注意ください**

当事務所を騙り出会い系詐欺などの被害相談を受けると宣伝するウェブサイトが確認されました。当事務所は、このようなウェブサイトは一切関係がございません。ウェブサイト記載の連絡先に連絡することのないようお願い申し上げます。

また、当事務所の弁護士名を騙り被害弁償をする等の電話やメールを送っている事例が確認されました。当事務所は、このような事件には一切関係がございません。

当事務所または当事務所の弁護士・スタッフ名を名乗る者からのお心当たりのない連絡を受けた場合は、すぐには応じず、相手の身元を十分にご確認ください。また、併せて下記連絡先までお知らせくださいますようお願い申し上げます。

なお、当事務所の弁護士が、連絡を差上げた事案について、当事務所の他の弁護士・秘書・スタッフ、他のオフィスなどには連絡しないように伝えることはありません。

そのようなことを伝えられた場合は、基本的に詐欺であるとご理解下さい。

森・濱田松本法律事務所

Tel: 03-5220-1800 (総合案内) (9時00分～17時00分)

E-mail: [mhm\\_info@mhm-global.com](mailto:mhm_info@mhm-global.com)